

# 農地改革と農業生産力の発展

## I 改革前の農業関係

### 1. 地主小作関係

およそ17世紀末、清朝の台湾統治の下で土地私有制度が成立してから、台湾において小作制度が発生した。官有地および蕃地の開墾にあたり「墾佃制度」のもとで「墾戸」と「佃戸」が形成され、封建的な永久耕作権たる小作形態が展開された。

「墾佃」関係のもとでの開墾経営者たる「佃戸」はしだいに土地を勝手に他人に又貸し、かれらは土地占有者として小作料を受け取るに至り、小作関係は「墾戸」(大租戸)、「佃戸」(小租戸)および「現耕作佃戸」(小作人)たる三段関係に転換した。すなわち、「大租」、「小租」の一田二主関係である「大小租制度」が確立されたのである。

大小租制度を劉銘伝が「清賦事業」(1888年)で業主権の確定を試みようとしたが、「減四留六」の法をもって納税義務の明確化のみにとどまった。

1895年、台湾は日本の領土となり、日本の台湾占領後の1904年、台湾総督府が「大租戸」に補償金を与えて「大租権」を買い上げ、「小租戸」に業主権を与えて業主として確立した。ここで「一田二主」関係が消滅し、近代的な形態の地主小作関係が成立したのである。

日本は台湾統治にあたり、台湾の植民地化、さらには台湾の資本主義化をすすめた。このために土地測量を実施し、土地税ならびに所有権の確定など、近代国家が必要とする土地行政の措置をとり<sup>(注1)</sup>、その過程で土地の強制買収もおこなった<sup>(注2)</sup>。これらの政策の実施に伴って資本主義が

育成・発展し、殖産興業が盛んになった<sup>(注3)</sup>。この結果、土地所有は漸次集中せざるをえなかった。

1920年の調査によると、1甲歩(=0.9699ヘクタール)以下の土地所有者戸数は総戸数の64%を占めているが、かれらは耕地面積全体のほぼ15%を所有しているにすぎない。これに対して、10甲歩以上の土地所有者戸数はわずかに2.03%で、実に総面積の36%を所有していたのである。土地の集中は1932年および1939年の調査からもわかるように、解消されていない<sup>(注4)</sup>。

小作料率は約50%という高率で、支払い条件も小作農にとって不利であった<sup>(注5)</sup>。さらに耕作権は80%以上が口頭契約により、契約期間も不定期、あるいは短期であった。

多額の small 作料と不安定な耕作条件のもとで、小作争議は盛んであった。1920年ごろから日本政府は小作慣行調査を始め、1928年からは小作改善事業を実施した。また小作と地主との協調団体である「業佃会」を設立して、書面契約の締結、契約期間の延長、争議の調停等を計ったりした。1939年に至って、小作統制令を公布して小作関係の改善につとめたが、多額の small 作料からくる矛盾の解決には、それはあまり役だたなかった。

第2次大戦直後、地主小作関係は戦前の状態を維持していたが、戦争による産業の破壊、農村人口の激増、また「業佃会」の解体によって地主小作関係は前にもまして悪化した。

この時期における小作関係について見ると、定額小作料率は50%以上を占め、刈分け小作料は、「5対5」から「7対3」(地主対小作農)となっ

ている。このほか「鉄租」（不作の場合でも減免を許さない慣例）、副産物小作料、保証金等も存在していた。小作権は10分の9が口頭契約によってきめられ、期限も1年もしくは2年の短期となっているのは、むしろまれで、ほとんどが不定期であった（注6）。したがって地主は、小作料あるいは保証金の引上げ、ひいては小作地の取上げまで勝手に行なうことができた。

終戦後、大陸より移動してきた汚職官吏による台幣の乱発、物価の急激な上昇等悪性インフレーションの進行、さらに「随賦征実」（土地税の実物徴収）、「随賦征購」（税に付加した米穀強制買上げ）、「大中戸余糧收購」（地主の余剰米穀強制買上げ）等の諸政策を用いたために、地主の負担が加重された。その結果、地主は小作農より以前にまして、さらに多く収奪するようになった。

かつて、大地主が土地管理のため管理人を置いていたが、それが普遍化され、土地の管理人は暴利を得る手段としての一種の職業となり、中間搾取者として現われた。それがまた、多額のの小作料と小作権の不安定性にさらに拍車をかけるに至ったのである。

## 2. 地主の地位

台湾における土地所有の集中形態は二つある。封建地主に属するものと、日本独占資本に属するものとである。したがって経営面においても、日本独占資本の直接経営する大規模な栽培形態（ことに甘蔗栽培）および封建地主に属する小農の経営（水稲兼雑作経営を主体とする）とに分けることができる。日本の独占資本に属するものは、終戦と同時にほとんど国民政府に接収された。封建地主は農地改革前まで存在し、農地改革の対象として取り扱われたゆえに、ここではこの封建地主の側面についてみることにする。

封建地主とは、台湾土着地主のことであり、前項でみてきたように、日本の台湾占領後、地主としての地位が確立され、その後耕地を集中して成長したものである。

だが、日本独占資本との競争関係において、政治的権力および経済的側面では劣っていた。したがって地主は小農を隷属化せざるをえなかった。このようにして地主は初めて寄生的性格たる地代收奪者として独占資本と対立しえたのである。

地主のこうした小作に対する搾取のある土地所有関係（注5を参照）のもとで、地主的商業・高利貸資本が存在していた。商業と高利貸は農民に対して、地代收奪同様の搾取を行なっていたのである。

米穀商たる「土壘間」は農村における商業、高利貸の典型的な形態として存在していた。「土壘間」は農民より米穀を買い上げ、三井等の独占的貿易商に売り渡し、買弁的な商業高利貸資本の役割を果たしていたのみならず、青田買いを通して高利貸資本の機能を十分に発揮していたのである。米の買収、販売という機能を持って独占的資本に依存し、そこから小作米収奪のみならず高利貸による搾取を展開してゆく。これが台湾における地主の真実な姿であった。

すなわち、地主、商業、高利貸が三位一体となって農村を支配したのである。

（注1） まず土地調査を実施して、台湾西部の普通行政地区において農地の業主権を確立し、続いて、林野調査（1910～14年）を行なって官民の所有権を確立し、林野整理事業（1915～25年）によって官有林野および東部農地の所有権を明確にした。さらに、蕃界林野調査（1925～35年）を行なって蕃社有地と官有地とを分立した。

（注2） 蔡培火、『日本国民に与ふ』（昭和3年4月10日）を参照されたい。

（注3） 詳しくは矢内原忠雄、「帝國主義下の台湾」、

『矢内原忠雄全集』、第2巻、岩波書店、第1篇第2章「台湾の資本主義化」を参照されたい。

(注4) 総督府殖産局、『耕地分配及経営調査』、1921年、1932年、1939年版。

(注5) たとえば、手付金の前納、災害の際小作料の減免がない「鉄租」、水田における「早六晚四」あるいは「早七晚三」たる支払い方法等。

(注6) 台湾省地政局、『実行三七五減租』、1949年。

## II 農地改革の展開

### 1. 農地改革の背景

1945年第2次大戦終了と同時に、日本の台湾に対する植民地統治は終止符を打ち、台湾は祖国へ復帰した。50年という長い年月における植民地支配から解放された台湾民衆は、祖国への復帰という喜びに国民政府を熱狂的に迎えたのはいうまでもない。ところが、そこに現われたのは思いもよらなかった汚職官吏による経済略奪、民衆への圧迫、台湾民衆に対する不平等待遇であった。

陳儀行政長官を長とする大陸出身官僚たちは、日本政府および日本人資本家の台湾における財産の接収、管理にあたり、帳簿の改ざん、公有物・公金の私有化等の悪徳行為を公然と行なった。政府機関や、公営企業の要員はほとんどが大陸からのいわゆる外省人によって占められた。人件費は日本統治時代の倍になり、総支出の80%にまで達し赤字財政が続いた。さらに赤字財政を補填するために紙幣が乱発されたので、通貨膨張はいうまでもなく悪性インフレをまねき、社会は極度の混乱に陥った。

台湾にはいつてきた軍隊も、汚職官吏同様に早くも台湾民衆に対して暴行、略奪を始めた。官・軍の支配と圧迫は日に日に強化された。支配層の腐敗、民衆に対する圧迫のするどさに蓄積していた台湾民衆の怒りは、ついに爆発して台湾全

島に広がる二・二八大反乱となったのである。

他方、大陸においては国民党と共産党との衝突は表面化し、激化の一途をたどるに至り、社会の混乱は日に日に増した。

1947年から1948年にかけて大陸の東北方面は中共の手に落ち、さらに国民党軍隊の敗退が続き、やがて大陸の全面的放棄は時間の問題となった。そこで国民政府は台湾支配を強化し、治安を確立するために文官の魏道明に換えて、軍人出身の陳誠を省主席に任命した。

かつて湖北省主席を兼ね、小作料引下げ政策(1940年二・五減租)によって湖北省治安の維持に成果をあげた陳誠は、台湾において過去の経験を生かそうとして、1949年4月14日「台湾省私有耕地租借方法」たる行政命令を発し、いわゆる第1段階の農地改革が人心安定という課題のもとで登場した(注7)。

人心安定を目指して始まった農地改革は、同年12月7日、大陸を放棄した中央政府の台北移転によって、財政資金の獲得を目的の一つに加えることとなった。商工業界の不振のもとで、税金の収奪には限界がある。私有耕地による土地税の課徴も思うままにはいかなかった。そこで1950年9月16日台湾省財政庁任顯羣庁長は、台湾省参議会(台湾省議会の前身)において、次年度財政収入は公有地税金を重点とするとの報告をし、公有地を主体とする土地整理は、公有地貸付および公有地整理を含む土地改革方案として進められた(注8)。

一方、時局は国民政府にとって不利な状況が続いた。1950年6月25日、朝鮮戦争勃発を契機として、国民政府は大陸に対する軍事反攻の氣勢をあげた。だが、大陸反攻を支持するアメリカ側の最有力者の1人であったマッカーサー元帥が、1951年4月国連軍総司令官の地位を解任されると同時

に、国民政府の「即時的大陸反攻」は決定的に不可能となり、情勢の変化を待つ長期的な大陸反攻の準備に転換されたのである。

大陸反攻の基地として台湾を統治するにあたっては、民心安定を計るのが第1の問題である。かつて大陸での失敗は広大な農民の支持を得ることができなかったことと、逆に土地改革を掲げて農民の支持を受け、政権の獲得に成功した中国共産党を考えれば、台湾での土地改革の実施を国民党政権が考えるのもまた必然的なことであった。最も重要なことは、国民政府当局は土地改革の美名のもとで、収奪の主体を地主から国家に切り換え、大陸反攻の基地として台湾を要塞化することであった。かくて、1951年5月25日、主として小作料の制限によって小作農の不満を緩和することに限られた台湾土地改革の第1段階といわれている、1949年の「台湾省私有耕地租借方法」たる行政命令を「耕地三七五減租条例」として法文化し、小作の耕作権を確立して、地主を消滅させる下準備をしたのである。さらに同年公有地払下げ政策を打ち出し、2年後には自作農創設（耕者有其田）に踏みきった。

以上のように、国民政府は、一方では社会不安と財政危機に直面し、他方「大陸反攻」の国是を遂行するために、社会の安定および膨大な軍隊への食糧調達、ならびに財政資金の獲得を要請されたのである。この要請を満たすためには、農業を主体とする台湾社会において、中間者としての地主勢力を消滅し、農業部門のはたすべき役割を最大限に発揮することであった。そのために「農地改革」は登場したのである。

## 2. 農地改革の概要

農地改革は3段階に分けて行なわれた。第1段階は1949年の「三七五減租」による小作料の引下

げ、第2段階が、1951年の公有地払下げ、最終段階は、1953年の「実施耕者有其田条例」の施行による自作農の創設である。

### (1) 三七五減租

すでに述べたように「三七五減租」が条例（法律）として登場したのは1951年であった。法律化以前の1949年4月には「台湾省私有耕地租借方法」を公布、耕地の最高小作料を生産物年間収穫量の37.5%以下におさえて小作料の軽減をはかり、同時に、小作制度の改善、農村社会の安定を求めようとした。だが、この方法は小作料の定額に重点を置き、耕作権については、同年4月～7月までに小作契約の書面締結が行なわれたが、耕作権の確立には不十分であり、地主の小作地取上げが可能であった。1951年「耕地三七五減租条例」が法律として制定された際、初めて耕作権の確立が明確にされたのである。

この条例によると、小作料については、最高小作料を37.5%と制限し（第2条、第4条）、保証金、小作料前納、およびその他37.5%の小作料以外のいかなる名義による額外の要求をも禁止した（第12条、第14条）。さらに災害の場合の小作料減免を可能にした（第11条）。

小作権については、小作契約はいっさい書面契約のみに限り、契約条件を明らかにすることとした（第5条、第6条）。また満期以前の契約解消を制限し（第17条）、期間満了後、地主が自己耕作による以外は小作地の取上げは認めず（第20条）、その際地主の小作地取上げについても種々の制限をし（第19条）、契約更新を可能ならしめた（第20条、第21条）。

さらに、県市政府、郷鎮区公所は耕地小作委員会を設けて、小作争議の調停、解決にあたることを定めた（第3条、第4条、第11条、第26条）。

(2) 公有地払下げ

公有地とは、日本人の企業、団体、個人ならびに、旧台湾総督府、各行政機関等の所有地を、終戦後国民政府が接収した土地のことである。

これらの公有地は約18万甲歩を上回っており、国民政府は接収機関の性質に基づいて、国有、省有、縣市有、郷鎮有とに区分して所有権を確立した。この18万甲歩の公有地は、そのうち41.1%が各公営事業機関が原料獲得のため必要とする自営農場および政府機関、学校団体の農事示範、実験、育苗用として保留され、残りの58.9%、すなわち10万7000甲歩が農民に払い下げられることとなった。

払下げ政策は1951年6月に制定された条例<sup>(注9)</sup>に基づくものであるが、1948年にすでに一度払下げが行なわれ、1961年現在まで8回にわたっておよそ9万9000甲歩の公有地が延べ20万3500戸の農家に払い下げられた。

(3) 耕者有其田

私有小作地を政府が徴収し、それを農民に売り渡し自作農を育成する農地改革の「実施耕者有其田条例」は1953年1月26日に公布され、同年内に同事業は完成をみた。

この条例によると、徴収対象となる小作地は、(イ)保留面積を超過した小作地(個人地主)、(ロ)共有小作地、(ハ)公私共有の私有小作地、(ニ)政府代営地、(ホ)祭祀公業および宗教団体の小作地、(ヘ)神明会および法人団体の小作地、(ト)地主が保留面積を放棄する小作地(第8条)である。保留面積は、7~12則水田を3甲歩、もしくは畑6甲歩とし(第10条)<sup>(注10)</sup>、地主兼自作の保留面積は自作地と小作地の合計を3甲歩とするが(第11条)、老弱、孤児およびやもめ、不具たる共有地主がその小作地によって生計を維持するものは、個人地主と同様の保留

面積を認め、また祭祀公業および宗教団体の小作地も個人地主の2倍の保留面積を認めた(第8条)。

地価については、当耕地主要作物正産品年間収量の2.5倍とし(第14条)、地主の補償地価は、70%を土地実物債券(年利4%、10年間20回払い)、30%を公営企業株券によって交付され(第15条)、一方小作への払下げは、年利4%、10年間20回払いの現物納入による(第20条)。

改革の結果、地主10万6049戸(地主総戸数の59.3%)の小作地14万3568甲歩(総小作地の56.5%)が徴収され、19万4823戸(小作農全体の64.1%)の農家に売り渡されたのである(第1表、第2表参照)。

第1表 土地所有者の貸付、自作面積

項 目	個人所有	共有	団体所有	合計
総戸数 [戸数 比率(%)]	294,355 48.16	301,344 49.30	15,494 2.54	611,193 100.00
耕地面積 [面積(甲) 比率(%)]	303,723 44.59	344,307 50.55	33,124 4.86	681,154 100.00
自作地面積 [面積(甲) 比率(%)]	189,874 44.45	222,318 52.04	15,005 3.51	427,197 100.00
貸付地面積 [面積(甲) 比率(%)]	113,849 44.83	121,989 48.04	18,119 7.13	253,957 100.00
貸付戸数 [戸数 比率(%)]	78,874 44.09	92,087 51.47	7,940 4.44	178,901 100.00

(出所) 『地籍総冊戸』より編成。

第2表 徴収された地主戸数および耕地面積

類 別	地主戸数		耕地面積	
	戸数	比率(%)	実数(甲)	比率(%)
個人所有	15,146	14.28	32,063	22.33
共有	87,149	82.18	99,796	69.51
団体所有	3,754	3.54	11,709	8.16
合計	106,049	100.00	143,568	100.00

(出所) 湯惠蓀編、『台湾之土地改革』、91ページ。

3. 農地改革後における地主

改革では、保留面積3甲歩を認めているから地主数は減少していないであろう。不耕作地主が全部の耕地を自発的に放棄しないかぎり数の変化は

みられない。耕作地主についても3甲歩保留を認めているが、その場合自作地を含めて3甲歩の保留となっているので、3甲歩以上所有地主でも3甲歩以上の所有部分が解放されたのみである。また共有および団体所有たる地主の耕地は全部徴収のたてまえだが、一部分は所有を認めている(Ⅱの2参照)。したがって17万8901戸の地主のうち10万6049の地主の土地が徴収されたが、10万6049戸の地主が全部消滅されたのではない。それゆえに、地主は改革後なおも広範に存在しているといえる。改革は、改革前の耕地の所有と経営との分離をおおむね解消したのみである。

それでは、今なお広範に存在している地主は改革前の地主と同じであろうか。それについて検討してみよう。

まず、農業生産過程の最も重要な生産手段たる土地を所有し、自らは農業生産に従事せず、土地を小作に出して直接生産者たる小作農から剰余価値の一部、あるいは全部、ときには剰余価値以上をも小作料という形で搾取している地主(土地の一部を自分で経営しているが、一部は小作に出して同じく剰余価値搾取の機能を有している耕作地主も同様)について目を向けることとしよう。

小作料率は、改革前のおよそ50%から37.5%に限定された。37.5%の小作料率は物納定率のたてまえで定量化したものである。年間収穫量の37.5%にあたる小作料は、実際の毎年の収穫量ではなく、それは1949年5月「三七五地租推行委員会」が以前の年の収穫量によって決めた量を今日に至るまで標準収穫量にしている。この定量化した物納定率は、技術進歩等生産性の発展によって小作料率を引き下げている。第3表で水稻生産量の変化を示すと、年々増加が見られる(1955年、1959年は減少を見せているが、それは大水害のためである)。

第3表 1甲当たり水稻生産量の変化 (単位: kg)

年 度	生産量 *	生産量の 37.5%	小作料	小作料の占める 比率(%)
1948	3,824	1,434	1,434	37.50
1949	4,178	1,566.75	1,434	34.32
1950	4,724	1,771.50	"	30.36
1951	4,818	1,806.75	"	29.76
1952	5,103	1,913.625	"	28.10
1953	5,299	1,987.125	"	27.06
1954	5,432	2,037	"	26.40
1955	5,372	2,014.50	"	26.69
1956	5,734	2,150.25	"	25.01
1957	5,874	2,202.75	"	24.41
1958	6,054	2,270.25	"	23.69
1959	5,986	2,244.75	"	23.96
1960	6,195	2,323.125	"	23.15
1961	6,406	2,402.25	"	22.39

(注) \* 生産量は十等則水田の生産量を示す。

(出所) 台湾省糧食局、『中華民國台湾省十六年来之糧政』, 120ページより算出。

だが37.5%の小作料は年がたつにつれて地主のとり分は相対的に減少することとなる。1甲当たりの小作料は、1961年は1948年と同じく1434キログラムであるが、小作料率に直すと22.39%にしかないのである。そのみならず、旱水害によって収穫量が減少した場合、小作料減免が可能であり、小作料は低くなる可能性も存在している。

ところで小作農から収奪した小作料は完全に地主の手元にはいるわけではなく、地主は土地所有者として土地税を政府に納めなければならない。筆者の計算によれば、土地税を差し引けば、前述の1961年22.39%の小作料は、地主に残されているのが13.43%のみとなる。さらに土地税1元ごとに12キログラムの水稻を、強制的に生産価格より約30%以下の政府公定価格によって買い上げられる。したがって、地主が高率小作料を通して搾取することは不可能となり、小作料による搾取は漸次弱体化しつつあると理解できよう。

地主は、小作料収奪に妙味がなくなれば、貸付地を取り上げて自己耕作にするか、または土地を高価で手放すかのどちらかであろう。だが、貸付地の取上げは制限され、また貸付地の買売も困難

となっている。

貸付地買売の際、小作農には優先購買権があり、小作農が優先購買権を放棄し、貸付地が第三者の所有権となった場合においても、小作契約期間には、原契約は継続有効である。このことが、農地改革の実施とうらはらになって貸付地の著しい低下をもたらしている。

貸付地の取上げについて見ると、小作農が死亡し継承者がいない場合、小作農が転居または転業で耕作権を放棄した場合、ならびに小作農が小作料の2年以上を納めていない場合に限り、初めて地主が契約期間内にその貸付地を取り上げることができる。また、契約満期の際においても、地主のすべての収入が一家族の収入を維持しうらば自作地として取り上げることはできないし、しかも地主が貸付地取上げによって、小作農の家庭生活がおびやかされると認められた場合は、回収することができない。さらに、契約期間終了後、小作契約は引き続き結ばれることとなっている。この側面からみれば、地主の貸付地はあつてないがごときである。

このように、地主は小作料収奪者たる立場からなんらかの転業を余儀なくされ、生産諸関係のもとでの階級としての地主から貸付地を形式的に所有する名ばかりの地主と変わったのである。

かつて高利貸、商業の機能をもって農村を支配していた地主は、上述のように衰退し、後退せざるをえなかった。

改革の実施に伴って、実現、強化されたさまざまな米の集荷形態(土地税の現物納入、税に付加した現物強制買上げ、米肥パーター等)は、土墾間より台湾糧食局へと編成替えされ<sup>(注11)</sup>、合作金庫所属の農会、合作社はさらに地主の果たした金融関係の機能(高利貸等)を代行するようになった<sup>(注12)</sup>。

(注7) 陳誠、『台湾土地改革紀要』(台湾中華書局、1961年)の序文を参照されたい。

(注8) 1950年9月17日、『中央日報』。

(注9) 条例とは、「台湾省放領公有耕地扶植自耕農実施弁法」のこと。これによると、地価は年間生産量の2.5倍、10年平均払いとなっている。

(注10) 保留面積の基準は次表のとおりである。

等 則(等級)	水 田(甲)	畑(甲)
1 ~ 6	1.5	3.0
7 ~ 12	3.0	6.0
13 ~ 18	4.5	9.0
19 ~ 26	6.0	12.0

(注11) 台湾省糧食局、『中華民國台湾省十六年来之糧政』、1962年、第9章を参照。

(注12) 青田買いたる高利貸は、土墾間より糧食局へと再編成された。IVを参照。

### III 農業生産力の実態

以上みてきたように、農地改革によって、元来の搾取・被搾取による生産諸関係の下での地主小作制が打破され、地主は残存したが搾取階級としての地主階級は消滅した。「耕者有其田」および公有地払下げ政策によって、小作農の一部分は土地を獲得することができた。土地を獲得しえなかった小作農も定量化した小作料のみを納めることにとどまった。しかもこの定量化した小作料は、前節3でみたように、生産量の上昇とともに実質的には減少をみている。改革は、小作料の減少と自作農体制を作りだすことによって、社会の安定に寄与した。また農民の生産意欲を高めることで、農業生産力の発展をもたらした。

第4表は1951年を基準とした農業生産指数を示している。あきらかに、台湾の農業生産は、生産構造の変化を伴いながら(農業生産構造の展開を参照)農地改革を経てかなりの拡大を示した。以下、農業生産力の実態を示そう。

第4表 農業生産指数の推移 (1951年=100)

年度	農作物指数	畜産指数
1946	52.3	34.2
1947	65.4	46.5
1948	80.1	50.8
1949	99.1	60.6
1950	105.1	62.2
1951	100.0	100.0
1952	109.2	106.9
1953	123.7	103.5
1954	122.3	105.7
1955	121.6	107.3
1956	129.9	116.6
1957	142.7	126.9
1958	149.5	129.7
1959	152.2	122.6
1960	151.0	121.7
1961	163.4	124.9
1962	163.9	114.5

(出所) 『農業年報』, 1963年版。

### 1. 土地生産性の拡大

厳密な意味の土地生産性を示すには資料に制限があるゆえに、大まかに主要作物を取り上げ、単位面積当たりの収穫量で表現することとする。

#### (1) 米

第5表は米の生産量の推移を示している。1950年には戦前のピーク(1938年)の140万トンを上回っているが、同時期における作付け面積は1938年より23%ふえている。したがって、単位面積当たり収穫量指数はわずかに84になっている。つまり、農業技術、土地利用上においては進展が見られない。単位面積収量は1956年、すなわち、改革の3年後に初めて戦前のピークを超えて、その後上昇の一途をたどっている(1959年はやや減少を見せているが、それは台湾史上最大の8月7日の大水害のためである)。だが、単位面積収穫量の上昇は、急激でないのが注目される。たとえば、最高指数115(1961年)をみると、総収穫量指数は144に達し、作付け面積指数も125へとふえているのである。戦前のピークから23年間、単位面積収穫量は15%だけふえ、平均にしてわずか0.65%の増加にとど

第5表 米の生産推移

年別	作付け面積		収穫量(玄米)		ヘクタール当たり収量	
	1000ヘクタール	指数	1000トン	指数	kg(玄米)	指数
1938	625	100	1,402	100	2,242	100
1945	502	80	639	46	1,273	57
1946	564	90	894	64	1,585	71
1947	678	108	999	71	1,474	66
1948	718	115	1,068	76	1,489	66
1949	748	120	1,215	87	1,624	72
1950	770	123	1,421	101	1,845	82
1951	789	126	1,485	106	1,882	84
1952	786	126	1,570	112	1,998	89
1953	778	124	1,642	117	2,109	94
1954	777	124	1,695	121	2,183	97
1955	751	120	1,615	115	2,151	96
1956	784	125	1,790	128	2,284	102
1957	783	125	1,839	131	2,348	105
1958	778	124	1,894	135	2,434	109
1959	776	124	1,856	132	2,392	107
1960	766	123	1,912	136	2,495	111
1961	783	125	2,016	144	2,577	115

(注) 1938年は戦前のピーク。

(出所) 歴年の『台湾農業年報』より換算作成。

まっている。このことは、後にも述べるように、現段階の農業経営の体制のもとでの農業技術(たとえば、品種改良、肥料増投ならびに機械化)による生産の拡大がすでに限界に達していることを物語るものであろう。

#### (2) 甘藷

甘藷の生産は(第6表)、総収穫量よりみると、はるかに米の生産より著しい伸びを示している。しかし、甘藷生産量の増加は、作付け面積の増加によるものであり、単位面積収量の増加によるものではない。つまり、作付け面積の増加に対して、収穫量の増加がこれに伴わなかった。1958年ごろからようやく1937年の単位面積収量水準に達したのである。政府の政策が甘藷栽培に積極的ではなく、したがって畑面積の拡大が不可能という状態で、作付け面積の減少が見られないのは、農民が生活のためやむなく副業として養豚を行ない、その飼料として甘藷を栽培しているからである。甘藷栽培は他作物に比べて比較的粗放であるが、1958



年ごろから単位面積の収量が戦前のピークに達しているのは、優良品種の普及、密植など栽培技術の改善によるものと考えられる。

### (3) 蔬 菜

戦後、人口の急激な増加により、蔬菜の需要量がふえた。そのため、収穫量の増大がみられる(第6表)。1947年にはすでに戦前のピークをこえた。しかし、収穫量の増加は、作付け面積の著しい増加によるものであった。過剰労働力の存在も、比較的に多量の労働を要する零細かつ集約栽培を可能ならしめ、作付け面積の拡大にむけることができた。1958年ごろには作付け面積は戦前のピークの2倍になったが、単位収量はわずかに8%のみにとどまっている。

### (4) 落 花 生

落花生は、台湾各地で栽培されており、ことに、安定している価格のもとで、他の畑作物と輪作経営で行なわれることによって収穫量の上昇がみられる。1958年には、作付け面積、収穫量とも戦前のピークの3倍に達した(第6表)。

### (5) 甘 蔗

甘蔗は、主要輸出作物であるが、ジャワ、キューバ等に比べて生産費が高く、しかも農家は生活を維持するため、16~18カ月という長い成育期間の甘蔗を栽培するよりも、より短期間の作物に転換せざるをえない。したがって戦後甘蔗作は下降の傾向をたどっている(第6表参照)。それにしても単位面積収量が減少しないのは、おもに糖業政策における保証価格制度、ならびに新品種 NCo 310 の普及による農業技術上の進歩がこれを支えていると思われる。

### (6) バ ナ ナ

バナナの生産量は(第6表)、戦前ピークの1937年に比べて減少した。生産量の減少は、作付け面

積の大幅な減少に伴っているが、単位面積収量の減少とも結びついている。他作物との競合関係において、バナナが不利であったこと、また政府は食糧増産に重点を置き、バナナ作の奨励には消極的で、バナナ作の肥料配分が行なわれなかったことなどが減産としてあらわれた。しかし近年は、日本の需要の伸びと輸入政策の転換(部分的自由化)に応じて栽培面積が拡大され、生産量も大幅にふえてきた。

### (7) パイナップル

戦争によって、加工工場が破壊されたために、パイナップルは国内需要を満たすのみであった。したがって、作付け面積および収穫量は、戦前のピークのおよそ3分の1であった(第6表)。その後工場の補修、農地改革によるパイン会社の民間払下げ、ならびに世界輸出市場の好況に対応して台東に新工場ができてから、作付け面積が急増した。作付け面積は戦前のピークに及ばないが、1960年ごろから収穫量は戦前のピークをこえ、単位面積収量の急増が目だってきている。

### (8) 畜 産

畜産の伸びは第7表に示すように著しいものがあつた。大規模経営はみられないが、ほとんどの農家が、狭い耕地と過剰労働力の利用による、副業経営である。畜産のうちで豚は島民の食生活に欠くことのできないものである。戦前のピークは150万頭であつたが、終戦直後減少を見せており、その後需要に応じて、1951年には190万頭をこえ、1961年には240万頭をこえるに至つた。鶏、鴨、ガチョウも第7表にみられるように急激な増加をたどっている。牛は戦前のピークに達していないが、ほぼ3~4万頭を維持している。農業機械が普及されていないため、水牛が耕耘、運搬などに役牛として使用されているのである。

第 6 表 主要作物生産指数の推移

(戦前ピーク=100)

年 別	甘 藷		蔬 菜		落 花 生		甘 蔗		バ ナ ナ		パイナップル								
	作付 け面 積	収獲 り量	ヘクタ ー当 たり 収量	作付 け面 積	収獲 り量	ヘクタ ー当 たり 収量	作付 け面 積	収獲 り量	ヘクタ ー当 たり 収量	作付 け面 積	収獲 り量	ヘクタ ー当 たり 収量							
戦前ピーク	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100							
1945	97	66	68	83	69	83	79	36	47	22	8	35	27	15	55	33	100	12	36
1946	127	75	59	95	78	82	161	118	73	18	6	34	48	24	51	30	12	39	
1947	154	101	61	146	112	77	207	147	71	52	24	46	73	57	78	54	28	51	
1948	161	113	70	140	111	79	233	168	72	75	48	64	84	51	60	52	27	52	
1949	170	122	72	160	123	77	245	168	69	75	46	61	76	45	59	47	30	63	
1950	168	124	74	177	134	77	265	180	68	49	28	57	69	54	78	48	31	65	
1951	166	114	69	182	140	76	270	193	71	60	37	62	69	46	66	54	36	66	
1952	168	118	70	182	141	77	257	189	74	70	65	94	74	49	66	56	43	76	
1953	171	129	75	181	144	78	262	190	72	59	49	83	60	44	73	55	47	86	
1954	178	144	81	186	144	78	299	208	70	48	47	99	59	45	76	53	45	85	
1955	177	138	78	189	147	78	305	210	69	56	49	87	50	39	77	55	48	89	
1956	166	145	88	192	152	79	312	258	83	60	55	91	45	27	60	62	57	92	
1957	165	152	92	198	160	81	329	296	90	62	59	94	53	42	80	69	68	98	
1958	165	167	101	205	168	82	330	304	92	61	63	103	65	51	78	81	94	116	
1959	163	163	100	212	170	80	315	306	97	59	52	89	61	48	78	85	100	117	
1960	169	168	99	215	182	85	319	322	101	62	62	100	60	52	87	94	114	122	
1961	170	183	108	213	187	87	313	330	105	57	51	83	69	59	85	94	119	127	

(注) (1)甘藷の戦前ピークは1937年、同年作付け面積13万8994ヘクタール、収穫量176万9985トン、ヘクタール当たり収量約1万2734キログラム。  
 (2)蔬菜の " 1936年、 " 4万2539ヘクタール、 " 44万0001トン、 "  
 " 1万0341キログラム。  
 (3)落花生の " 1937年、 " 3万1465ヘクタール、 " 3万1705トン、 "  
 " 1008キログラム。  
 (4)甘蔗の " 1938~39年、 " 16万2394ヘクタール、 " 1283万5395トン、 "  
 " 7万9039キログラム。  
 なお、1945年は1945~46年、1946年は1946~47年、(以下同じ)のことである。  
 (5)バナナの戦前ピークは1937年、同年作付け面積2万1232ヘクタール、収穫量21万8589トン、ヘクタール当たり収量1万0295キログラム。  
 (6)パイナップル " 1939年、 " 1万0391ヘクタール、 " 14万5818トン、 "  
 " 1万4033キログラム。

(出所) 歴年の『農業年報』より作成。

第 7 表 畜 産 生 産 の 推 移

(単位: 1000)

年 別	牛		豚		鶏		鴨		ガ チ ョ ウ						
	頭 数	指数	頭 数	指数	羽 数	指数	羽 数	指数	羽 数	指数					
戦前ピーク	1910年	63	100	1935年	1,506	100	1938年	7,095	100	1942年	2,765	100	1943年	418	100
1946	28	45	642	43	4,555	64	1,647	60	756	181					
1947	32	51	881	59	5,119	72	2,247	81	759	182					
1948	27	42	972	65	4,525	64	1,985	72	822	197					
1949	36	57	1,157	76	4,989	70	2,217	80	987	236					
1950	41	64	1,245	83	5,143	72	2,547	92	1,037	248					
1951	39	62	1,937	129	5,387	76	2,991	108	1,132	271					
1952	35	55	2,079	138	5,593	79	2,912	105	1,245	298					
1953	34	55	2,011	134	6,165	87	3,103	112	1,436	343					
1954	39	62	2,050	136	6,426	91	3,324	120	1,300	311					
1955	39	61	2,082	138	6,513	92	3,323	120	1,298	310					
1956	39	62	2,268	151	6,721	95	3,351	121	1,337	320					
1957	36	58	2,475	164	6,700	94	3,444	125	1,356	324					
1958	39	61	2,527	168	7,311	103	3,563	129	1,428	341					
1959	37	58	2,388	158	7,598	107	3,852	139	1,462	350					
1960	38	60	2,369	157	7,650	108	3,822	138	1,437	344					
1961	37	59	2,432	162	7,915	112	3,911	141	1,475	353					

(出所) 第6表に同じ。

## 2. 生産手段

以上土地生産性の拡大をみてきたが、このような生産力の発展は、当然労働過程の上においても労働用具の改良と技術革新に結びつく。本項ではこのような技術的進歩の側面を検討してみよう。

### (1) 農機具

第8表で示すように、深耕犁、正条密植器、噴霧器および散粉器の普及は著しいが、動力機械の普及は遅々として進まない状態にある。このことは労働力が豊富であること、台湾の農地改革その

第8表 主要農機具普及状況(台数)

	1960年	1961年	1962年
深耕犁	95,637	113,936	115,895
改良型	307,490	299,263	295,942
人力噴霧器	104,150	115,699	125,899
人力散粉器	10,803	10,337	9,517
手 耙	387,042	328,831	323,378
刈 耙	331,373	325,115	318,029
抽 水 機	8,378	10,114	11,678
脱 穀 機	177,338	181,693	184,244
正条密植器	71,085	78,500	75,455
中耕除草器	32,792	32,237	32,822
動力噴霧器	264	347	583
動力散粉器	53	619	221
耕 耘 機	3,239	4,450	6,154

(出所) 『農業年報』, 1963年版。

ものが零細農耕と結びついていること、ならびに蓄積されるべき余剰が政府の諸政策(土地税, 米肥ブーター, 強制買上げ等)によって農家に残されないために農民に購買力がないこと等がもたらしたものであろう。

### (2) 肥料投下量

元来、植民地時代の台湾は、肥料を日本から移入していたが、終戦直後この関係は一時遮断されたために肥料の入手が困難となった。このため肥料の分配は初め「行政院善後救済台湾分署」によって行なわれ、後には(1949年)「台湾省糧食局」がこれにとっかわった。当時から1952年まではアメリカ援助の肥料に頼ったが、1953年からは省産肥料と輸入肥料の増加によってまかなわれ、台湾農業の多肥的性格が回復強化された。第9表によると稲作に対する肥料投下量は1948年の6万4000トンから、12年後の1960年には50万6000トンになり、8倍の大増加である。

しかし、現段階における技術水準のもとでは、肥料増投を通じての生産量の増加はもはや限界に達したといえそうである。たとえば、1948年から

第9表 稲作における化学肥料投下量および生産量

年 度	水 稻(玄 米)生 産 量		作付け面積 (ヘクタール)	ヘクタール 当たり生産量 (kg)	肥 料 投 下 量		ヘクタール 当たり投下量 (kg)
	ト ン	指 数			ト ン	指 数	
1948	1,068,421	100	717,744	1,489	63,999	100	89
1949	1,214,523	114	747,675	1,624	100,962	158	135
1950	1,421,486	133	770,262	1,845	231,764	362	301
1951	1,484,792	139	789,075	1,882	279,857	425	355
1952	1,570,115	147	785,729	1,998	362,118	566	461
1953	1,641,557	159	778,384	2,109	378,363	591	486
1954	1,695,107	151	776,660	2,183	460,179	719	593
1955	1,614,593	168	750,739	2,151	442,081	691	589
1956	1,789,829	172	783,629	2,284	490,281	766	626
1957	1,839,009	177	783,267	2,348	492,291	769	629
1958	1,894,127	174	778,189	2,434	500,716	782	643
1959	1,856,316	179	776,050	2,392	498,736	779	643
1960	1,912,018	179	776,409	2,495	505,579	790	651

(注) 肥料の種類別統計がないので原資料のままを採録した。

(出所) 生産量および肥料投下量は糧食局統計資料による。

第 10 表 作付け面積および労働投下量指数

(1952年=100)

年 度	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959
作 付 け 面 積 指 数	99	98	100	100	101	99	102	104	106	106
労 働 投 下 量 指 数	93	95	100	102	102	100	104	111	114	113

(出所) “A Preliminary Assessment of the Impact of Agrarian Reform on Taiwan’s Agricultural Economy”, *Industry of Free China*, Feb. 1965.

1960年のヘクタール当たり肥料投下量が89キログラムから651キログラムへと7倍以上に達しているにもかかわらず、同期間のヘクタール当たり生産量は1489キログラムから2495キログラムへと2倍にも及ばないのはこれを物語ろう。

### (3) 農 薬

戦後、農業生産の増加に大きく寄与したもう一つの要因は、農薬の発達、普及である。戦前より終戦直後におもに使用されたのは、砒素剤、魚藤剤、除虫菊菌剤、水銀剤、銅剤および油類等であった。1949年頃になると、DDT、BHCが(現在では自給)、1953年にパラチオン、マラチオンが、また1957年からはデールドリン、エンドリン等が輸入された。現在は約40種類の農薬が使用されているといわれる。

新しい殺虫剤、殺菌剤、除草剤の輸入と生産ならびにこの使用は農産物の増収をもたらしたことはいうまでもあるまい。

以上、農機具、肥料、農薬についてみてきたが、このほかに生産性の上昇に貢献した要因として品種改良、土地改良、ことに灌漑事業の拡充発展があげられる。

### 3. 労 働

これまでに生産過程の労働対象、労働手段の変化をみたが、次にこれらの生産手段と結びつき、これを動かす労働についてふれることにしよう。

戦後急激な農業人口の増加によって、相対的過

剰労働人口が創出され、他産業への流出がスムーズでなく、かつ零細農業のもとで、それが単位面積の労働投下の増加として現象した。ヘクタール当たりの労働投下は1935~39年の227日から1952~56年の281日へと54日、すなわち24%の増大をみせている(注13)。1952年を基準とすると、1959年には作付け面積が106であったが、労働投下量は113になっている(第10表参照)。さらに畜産に対する労働投下量をも入れると、投下量はもっと多くなる。すなわち、戦後の農業生産の拡大は、労働の集約的投下にも支えられたことが明らかとなる。

(注13) 『台湾の表情』、古今書院、1963年、166ページ。

## IV 農地改革と農業生産力の発展

以上みてきたように、農業の生産性は農地改革を境に発展がみられた。しかし、農地改革の歴史的使命は、単に農村社会の安定、ひいては農業生産力の発展にとどまるものではなかった。すでにIIでみてきたように、「大陸反攻」を国是とするかぎり、財政資金の獲得と食糧の確保が大きく要請されていたことは筆者が指摘するまでもあるまい。この目的を達成するために用いられた措置は、農業生産力の発展に反映される一方、逆に生産力の発展を制約することにもなった。

農地改革は、農村社会の安定を目的にしたゆえに、農村の不安定要因たる地主階級を排除するこ

第11表 経営規模別農家戸数

年 度 経営規模	1952		1956		1960	
	戸 数	比率(%)	戸 数	比率(%)	戸 数	比率(%)
0.5 甲 以 下	163,521	28.88	259,326	34.86	321,866	39.85
0.5 ~ 1 甲	158,518	27.99	209,987	28.23	225,549	27.93
1 ~ 2 甲	157,446	27.81	188,604	25.35	183,751	22.76
2 ~ 3 甲	54,197	9.57	57,219	7.69	50,556	6.26
3 ~ 5 甲	25,641	4.53	23,249	3.12	21,113	2.61
5 ~ 7 甲	4,657	0.82	3,980	0.54	3,329	0.41
7 ~ 10 甲	1,636	0.29	1,286	0.17	1,077	0.14
10 甲 以 上	654	0.11	277	0.04	359	0.04
合 計	566,270	100.00	743,928	100.00	807,600	100.00

(注) 1956年および1960年の0.5甲以下は非耕種農家5288戸および3万1598戸のそれぞれを含む。なお、1960年の単位はヘクタール。

(出所) 1952年は『農業年報』, 1956年は『農業サンプル・センサス』, 1960年は『農業センサス』より作成。

とに重点が置かれた。すなわち、農地の所有権の再分配は、耕地面積の大小にかかわらず、「土地なきものに土地を」というたてまえであった。

したがって農地改革は零細農耕と結びつかざるをえなかった。さらに、激増する人口を工業部門が十分にこれを吸収できないために、農業人口は農村に堆積した。農家の均分相続は耕地をさらに再分化させて、零細農耕への傾斜にいつその拍車をかけた。第11表が示すように、1952~60年の間、1~2甲以上層の農家は減少、逆に0.5~1甲および0.5甲層の農家戸数がふえた。改革後に、農地の区画整理、耕地面積の拡大、および集団農耕の呼びかけが行なわれたのはむしろ当然であろう。

農家は狭い耕地にしがみつきながら、流出できない人口を堆積させ、労働集約方式による生産力の拡大と作付け面積の拡大ならびに土地利用度の高度化等の諸施策による(第12表)生産拡大を試みるほかないのである。Ⅲでふれたように、作付け面積の拡大と労働投下量の増大が農業生産の拡大に大きく寄与したのである。このような零細農耕と労働集約の農業経営は、農業機械化の進展を妨

第12表 土地利用度

年 別	耕地面積(A) (ha)	作付け面積(B) (ha)	土地利用度(B/A)×100	同指数
1946	831,951	1,210,914	146	100
1947	833,952	1,372,904	165	113
1948	863,157	1,552,120	180	124
1949	864,864	1,654,409	191	131
1950	870,633	1,682,201	193	132
1951	873,871	1,685,946	193	132
1952	876,100	1,713,679	196	134
1953	872,738	1,700,059	195	134
1954	874,097	1,694,942	194	133
1955	873,002	1,659,552	190	130
1956	875,791	1,707,047	195	134
1957	873,263	1,706,409	195	134
1958	883,466	1,730,865	196	134

(出所) 歴年の『農業年報』より作成。

げる。

筆者の計算によると、1960年土地税によって政府に納めている米穀は9万6000トンで当年の水稲生産量の7.9%を占め、1961年は増税によって13万1000トンで、当年の生産量の9.2%を占めている(両者の土地税は、いずれも水田のみについて計算)。また米穀強制買上げによって、農民はおおよそ8351万円の損害を被り(1960年)、さらに米肥パーターによって農民は年約20~25万トンの水稲を損失しているのである。

このような状況のもとでは、農民の生活にも影響を及ぼすであろう。事実政府は1955年より、水田農家に対して米穀の貸出しを行なっている。それは一種の青田買いたる機能ともいえる(水田農家のおよそ20%が借りている)。農民の生活は別としても、再生産のための投資ができなく、農業機械化が遅々として進まないのは、上述のようなメカニズムが存在しているからである。

いままでの小農経営の基本的特質たる労働力を多く投下する零細な小農的生産様式は旧態依然として残されたままである。このような生産様式のもとでは小農技術としての技術進歩および生産力の発展には限界がある。また、耕地と投資資金の不足は、小農的農業の限界をさらに狭めるものとなるであろう。

## 台湾の工業

— アジア経済調査研究双書 第119集 —

笹本武治編

### 第1章 工業化の展開とその経済的条件

— 工業化の展開・工業化の諸条件 —

### 第2章 エネルギー産業

— エネルギー構造・石炭産業・電力 —

### 第3章 繊維工業

— 繊維工業の生産構造・市場構造・繊維工業の諸問題・日本との関係 —

### 第4章 金属工業

— 鉄鋼業・アルミ工業 —

### 第5章 機械諸工業

— 機械工業・電機工業・自動車工業 —

### 第6章 窯業

— セメント工業・ガラス工業 —

### 第7章 肥料工業

— 日本統治時代における肥料事情・肥料工業の成立・戦後肥料工業の発展・肥料生産の推移・化学肥料の需給について・肥料配給と米肥交換制度・今後の問題点・製薬工業 —

### 第8章 食品工業

— 砂糖工業・パインアップル缶詰工業・化学調味料 —